

# 松木飯塚 税務情報

NO. 48

消費税増税再延期ー平成31年10月1日から10%に  
住宅ロ一控除や贈与税非課税期限も2年半送り  
非課税限度額と再適用期間の延長で活用可能性も

松木飯塚税理士法人 代表税理士松木慎一郎・飯塚美幸  
〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目3番10号 元赤坂レジデンス1910号  
TEL. 03(5413)6511(代) FAX. 03(5413)6512  
E-MAIL info@mi-cpta.com URL http://www.mi-cpta.com

消費税率の8%から10%への増税が平成31年10月1日へと再延期されます。この秋の臨時国会で税制改正法案が成立して正式となります。法案の措置案を入手しましたので報告しましょう。

## ■消費税増税延期で変わることー①軽減税率税制度・インボイス制度導入は2年半延期

消費税の増税再延期で、食品等に適用される予定だった軽減税率制度とインボイス方式は、当然、2年半延期です。ただし、地方消費税の約半分を社会保障財源分以外とする措置を講じます。

## ■消費税増税延期で変わることー②増税の経過措置指定日は平成31年4月1日に

消費税増税の経過措置も2年半延期です。経過措置指定日の前日までの契約であれば、平成31年10月1日増税後の資産の譲渡や引渡でも8%のまま可能です。

## ■消費税増税延期で変わることー③法人税率改正連動の法人地方税率改訂が2年半延期

消費税の増税延期で、関連して改正予定の法人税率が下記のようにになります。

経営計画の法人税負担額の試算係数を変更しましょう。

法人区分			平成30(延期前28)年度以前	平成31年度以後
大法人	資本金1億円超 又は 所得800万円超	道府県税率	12.9%	7.0%
		地方法人税	4.4%	10.3%
		法人地方特別税	414.1%	廃止
		法人事業税所得割	0.7%	3.6%
		実効税率	29.97%	29.97%
中小法人	資本金1億円以下 所得400万円	実効税率	22.18%	21.62%
		実効税率	21.42%	21.52%

## ■消費税増税延期で変わることー④マイホーム税制ーローン控除の延長

平成31年6月30日までとされていた最大500万円所得税減税の住宅ローン控除が平成33年12月31日までの住宅取得について、延長されます。

## ■消費税増税延期で変わることー⑤住宅取得資金贈与非課税特例そのまま延長し適用期間長く

住宅取得資金贈与特例の非課税限度額の適用期間がスライドして延期されます。例えば、一般住宅でも700万円の非課税枠は平成29年9月まででその後は縮小される予定でしたが、2年半の延長で、平成32年3月まで適用できることになるのです。じっくり住宅選びをすることができます。

契約年		消費税10%適用の契約		消費税率5%・8%適用の契約 又は中古住宅の個人間売買	
改正前	改正後	耐震等住宅用家屋	一般住宅	耐震等住宅用家屋	一般住宅
28年1月～28年9月	28年1月～31年4月			1,200万円	700万円
28年10月～29年9月	31年4月～32年3月	3,000万円	2,500万円	1,200万円	700万円
29年10月～30年9月	32年4月～33年3月	1,500万円	1,000万円	1,000万円	500万円
30年10月～31年6月	33年4月～33年12月	1,200万円	700万円	800万円	300万円